

■特殊建築物等定期報告調査 関係条文

建築基準法 (昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

(報告、検査等)

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で**特定行政庁が指定するものの所有者**(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める**資格を有する者にその状況の調査**(当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を**特定行政庁に報告しなければならない。**

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物(第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。)の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「國の機関の長等」という。)は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 3 **昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備**(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。)で**特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査**(当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を**特定行政庁に報告しなければならない。**
- 4 國の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び國、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物(第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。)の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。
 - 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者
 - 二 第一項の調査、第二項若しくは前項の点検又は第三項の検査をした一級建築士若しくは二級建築士又は第一項若しくは第三項の資格を有する者
 - 三 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関
- 6 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第六条第四項、第六条の二第四項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十一条第一項から第三項まで、前条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に關係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 7 特定行政庁は、建築基準法令の規定による処分に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備するものとする。
- 8 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

建築基準法施行令

(定期報告を要する建築物)

第16条 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする

(勧告の対象となる建築物)

第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が5以上である建築物
- 二 延べ面積が1000平方メートルを超える建築物

島根県建築基準法施行細則 (昭和48年9月7日 島根県規則第75号)

(特殊建築物の定期報告)

第9条 法第12条第1項の知事が指定する建築物は、法第6条第1項第1号に掲げる建築物のうち**次に掲げるものとする**。

- (1) 学校 (幼稚園を除く。) の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
 - (2) 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
 - (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
 - (4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は公衆浴場(個室付浴場業に係るものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
 - (5) 児童福祉施設等(入所施設があるものに限る。)又は共同住宅若しくは寄宿舎の用途(共同住宅又は寄宿舎にあっては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業(共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用途に限る。)に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
 - (6) 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平屋建てのものを除く。)又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
 - (7) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超える、かつ、その用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- 2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第1条の3第1項の表1の(い)の項に掲げる図書(付近見取図を除く。)を添付して行わなければならない。
 - 3 省令第5条第1項の**知事が定める時期** (以下この項において「報告時期」という。)は、**次のとおりとする**。ただし、第1項各号のうち2以上の方に該当する建築物に係る報告時期については、当該建築物を当該各号の用途に供する部分のうち床面積が最大のものに供する建築物とみなして、次の各号を適用する。
 - (1) 第1項**第1号、第5号及び第6号**に掲げる建築物 平成22年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から**3年を超えない日まで**
 - (2) 第1項**第2号**に掲げる建築物 平成21年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から**3年を超えない日まで**
 - (3) 第1項**第3号、第4号及び第7号**に掲げる建築物 平成23年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から**3年を超えない日まで**
 - 4 第2項の規定による報告書は、報告の日前3月以内に第1項の建築物について調査し、作成したものでなければならない。
 - 5 前項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、5年とする。

(建築設備等の定期検査)

第10条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の**知事が指定する建築設備又は工作物は、次に掲げる建築設備又は工作物とする**。

- (1) エレベーター(建築設備であるものにあっては住宅に設けられた1住戸の専用のもの又は労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの若しくは専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。)で、積載荷重が1トン以上のものを除き、工作物であるものにあっては政令第138条第2項第1号に掲げるものに限る。)又はエスカレーター(建築設備であるものにあっては住宅に設けられた1住戸の専用のものを除き、工作物であるものにあっては政令第138条第2項第1号に掲げるものに限る。)
 - (2) オーターシュート、コースターその他これらに類する高架遊戯施設
 - (3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス・飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で**原動機を使用するもの**
- 2 省令第6条第1項の知事が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から**1年を超えない日まで**とする。
 - 3 第1項の知事が指定する建築設備又は工作物に係る省令第6条の3第2項第8号の報告書についての同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、3年とする。